瀬戸内市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 長船町地域と邑久町地域西部

(1) 現況

本地域は、自然の営みと干拓により広大かつ肥沃な農地が形成されるとともに、基幹土地改良施設の整備により農業用水の確保が図られており、生産性の高い大規模米麦経営が進められている。

一方、担い手の減少や高齢化とも相まって耕作放棄地が増加しており、産地が将来にわたって持続的に発展していくためには、意欲ある担い手の確保や育成への取組が求められている。

そのため、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進することにより、担い手の負担軽減に加え、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

また、生産条件の不利な中山間地域では、土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発、農業生産基盤の整備、集落営農組織の育成と法人化、意欲ある担い手への農地利用集積、地域の特性を生かした産地づくり等を推進することにより、耕作放棄地の発生抑制と共に、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

さらに、環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産全体の在り 方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野にお いても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくた め、より環境保全に効果の高い営農活動を地域でまとまりをもって取 り組むことにより、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要 がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進するため、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域ぐるみでの共同活動を支援することにより、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地の集積を進めることにより、法第3条第3項第2号に掲げる事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や 生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普 及・定着を目指し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するこ とにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 邑久町地域東部と牛窓町地域

(1) 現況

本地域は、丘陵地を利用した野菜・果樹の栽培が行われている。 高鮮度・高品質な地域特産物として野菜では、キャベツ、白菜、かぼちゃ、冬瓜等、果樹では、ピオーネ、マンゴー、レモンなど競争力と特色のある品目が生産され、ブランド力の強化を進めている。

しかしながら、これら多くの産地では、担い手の減少や高齢化とも相まって耕作放棄地が増加しており、産地が将来にわたって持続的に発展していくためには、意欲ある担い手の確保や育成への取組が求められている。

しかしながら、地域の共同活動によって支えられている農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理は、農村地域の集落機能の低下により適切な管理が困難となっており、農業者の減少を伴う農地利用集積の推進は、担い手農家等の負担の増加につながるとともに、農業・農村の有する国土保全や水源かん養等の多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念される。このため、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進することにより、担い手の負担軽減に加え、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

また、生産条件の不利な中山間地域では、土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発、農業生産基盤の整備、集落営農組織の育成と法人化、意欲ある担い手への農地利用集積、地域の特性を生かした産地づくり等を推進することにより、耕作放棄地の発生抑制と共に、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

さらに、環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産全体の在り 方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野にお いても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため 、より環境保全に効果の高い営農活動を地域でまとまりをもって取り 組むことにより、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要が ある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進するため、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域ぐるみでの共同活動を支援することにより、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地の集積を進めることにより、法第3条第3項第2号に掲げる事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や 生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普 及・定着を目指し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するこ とにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

推進する区域	美		実施を推進する事業
法第3章		1)	法第3条第3項第1号
2域と邑久地域 法第3∮	長		法第3条第3項第2号
法第3章	西		法第3条第3項第3号
に掲り			に掲げる事業
法第3		2	法第3条第3項第1号
2域東部と牛窓 法第3章	邑		法第3条第3項第2号
法第3章	地		法第3条第3項第3号
に掲り			に掲げる事業
		3	
	地		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の 基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画 (別紙)

- 1. 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。
- (1) 対象農用地の基準
 - 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうち イの要件を満たす農振農用地区域内の農用地、かつ地域計画区域内の農用 地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組 活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とす る。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場 合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 過疎地域及び特定農山村地域(平成の合併前の旧牛窓町全域)
- (4) 岡山県知事が地域の実態に応じて指定する地域(特認)
 - a 農林統計上の中山間地域

平成の合併前の旧邑久町:旧玉津村、旧裳掛村、豊原村2-2 平成の合併前の旧長船町:旧美和村

b 8法指定地域に地理的に接する農地

平成の合併前の旧邑久町:旧本庄村の一部、国府村の一部、

行幸村の一部

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を 下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とす る。

(4) 勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農地(以下「緩傾斜農用地」という。)

(2) 集落協定の共通事項

特になし

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定するものとは、次のとおりである。

- ア 年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営 体
- イ 瀬戸内市の平均経営面積以上の経営体
- ウ 農業所得が百万円以上の経営体

(4) その他必要な事項

- 1)協定にあらかじめ位置付けられた次の取組を行った場合の協定認定年度から令和11年度までの交付単価について
 - (1) 既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧 既荒廃農地及び現に自然災害を受けている農用地の復旧の交付単価 は、復旧後の地目の単価とする。ただし、対象要件を満たさなくなっ た場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価とする。
 - (2) 土地改良事業等の実施
 - (ア) 協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の 交付単価とする。
 - (4) 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価(勾配が区分外となった場合は、地目の緩傾斜の単価)とする。

(3) 地目の変更

地目の変更があった場合は、変更後の地目の単価(勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の緩傾斜単価)とする。

